

第二次 坂井市 一般廃棄物処理 基本計画（ごみ）

改定版



令和7年3月



坂井市

目 次

第1章	計画の基本的事項.....	1
1.1.	計画見直しの背景.....	1
1.2.	計画策定の根拠.....	2
1.3.	計画対象地域.....	2
1.4.	計画の期間及び目標年度.....	2
1.5.	計画の位置づけ.....	3
1.6.	上位計画・関連計画.....	4
1.7.	計画見直しの考え方.....	11
1.8.	計画の構成.....	12
第2章	ごみ処理の現状について	13
2.1.	本市の概況.....	13
2.2.	本市のごみ処理の現状.....	17
2.3.	現状における課題と計画見直しの方向性	48
2.4.	目標達成状況.....	52
第3章	ごみ処理基本計画.....	54
3.1.	基本理念	54
3.2.	ごみ処理の基本方針	55
3.3.	本計画の削減目標	56
3.4.	基本計画	62
3.5.	各主体の役割.....	72
第4章	計画の推進に向けて.....	75
4.1.	計画の周知.....	75
4.2.	計画の進行管理.....	75
資料編		77

本文中に「※」がついた語句は、巻末の資料編（用語集）に用語解説を掲載しています。ご参照ください。

第1章 計画の基本的事項

1.1. 計画見直しの背景

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存在基盤である「限りある環境の健全性や自然資本の安定性」を脅かしつつあるとされています。

国が策定した第六次環境基本計画（令和6年5月）では、「循環」と「共生」を実現し、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会こそが我々が目指すべき持続可能な社会の姿と示されています。同計画では、資源やエネルギーの使用に当たっては、いわゆる地上資源を主体にし、資源循環を進め、化石燃料を始めとした地下資源への依存度を下げ、新たな投入を最小化していくことが必要とされており、これらの実現に向けて私たちは取り組んでいく必要があります。

また、近年における廃棄物・資源循環を取り巻く状況として、地球規模の資源制約や海洋プラスチック問題を背景にプラスチック資源循環の促進が求められています。さらに国内において毎年のように大規模災害が発生しており、今後も激甚な被害をもたらす大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時に大量に発生する災害廃棄物[※]の処理への対応も大きな課題です。

このような情勢の中、国は、平成12年度に循環型社会[※]の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」[※]を制定しました。また、平成12年6月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」[※]を改正し、都道府県ごとに一般廃棄物[※]および産業廃棄物[※]の削減目標や主体別の役割を定めた「廃棄物処理計画」の策定を義務付けました。これを受け、福井県においても平成14年3月に「福井県廃棄物処理計画」を策定しており、その後幾度の見直しを経て、令和3年3月に新たな計画を策定しています。

本市においては、平成18年3月の4町合併により、三国町・丸岡町・春江町・坂井町が坂井市として新たなスタートをきり、廃棄物行政についても旧4町それぞれの取組の一本化を進めてきました。

これにともない、平成22年には「坂井市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後改定を経て、令和2年3月に「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。そしてこのたび、中間目標年度である令和6年度を向かえたことを受け、目標達成に向けて各種施策の進捗状況を踏まえた計画の見直しを行い、「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定版」（以下、「本計画」という。）として改定しました。

今回の見直しでは、本市の廃棄物処理の現状及び前計画策定後に進められた各種取組の実施結果を踏まえ、さらなる施策の推進及び必要に応じた見直し等について検討し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理・処分を推進することを目的としています。

1.2. 計画策定の根拠

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

なお、廃棄物処理法第 6 条第 2 項では以下に示すとおり、基本計画で定める事項が示されています。

廃棄物処理法第 6 条第 2 項

一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1.3. 計画対象地域

本計画は、坂井市全域を対象とします。

1.4. 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としています。

また、本計画の中間目標年度を令和 6 年度、目標年度を令和 11 年度としており、令和 6 年度に一部改定を行いました。

ただし、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮した上で、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとしています。

なお、環境省が平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」（以下、「策定指針」という。）において、基本計画は、概ね 5 年ごとに改定する旨が示されています。